

東証指数算出要領 (TOPIX 編)

2024年1月31日版

株式会社JPX総研

2024年1月31日発行

目次

変更履歴	3
はじめに	4
I. 株価指数概要	4
II. 指数の算出	4
1. 算出式	4
2. 指数種別	5
3. 算出対象の追加・除外	5
III. その他	8
1. 公表、基礎情報の提供	8
2. 利用許諾	8
3. 問い合わせ先	8

変更履歴

公表日	変更内容
2022/4/4	・新設
2024/1/31	・「特設注意市場銘柄」の「特別注意銘柄」への呼称変更

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下、「J P X 総研」という。）が算出・配信を行う、TOPIX（東証株価指数）及び上場時価総額加重 TOPIX（旧東証株価指数）（以下、「TOPIX 等」という。）に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、TOPIX 等の算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX 等若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

I. 株価指数概要

- ・ TOPIX は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークである。内国普通株式を対象とし、新株予約権証券、優先株式、出資証券等は算出対象外とする。
- ・ TOPIX のキャップ調整に係るウエイト計算における基準日（以下、「ウエイト基準日」という。）は、毎年 8 月最終営業日とする。
- ・ TOPIX 等の基準日は 1968 年(昭和 43 年)1 月 4 日・基準値は 100 である。

II. 指数の算出

1. 算出式

- ・ TOPIX 等は時価総額加重方式により算出される株価指数である。
- ・ 指数の算出式や基準時価総額の修正等については、「指数計算に係る算出要領」に従う。
- ・ TOPIX の算出に用いる浮動株比率は、後述の浮動株比率の算定方法に定める調整係数及び移行係数考慮後の値を用いる。
- ・ 上場時価総額加重 TOPIX の算出に用いる浮動株比率は「1」とする。
- ・ TOPIX の個別銘柄のウエイト上限は 10%とする。
- ・ TOPIX については、キャップ調整に係るウエイト基準日における浮動株時価総額ウエイトが上限を超える銘柄については、10 月最終営業日にウエイトを調整するためのキャップ調整係数を設定する。その後に株価の変動等により上限を超える場合も翌年の 10 月最終営業日までキャップ調整係数は変更しないものとする。

2. 指数種別

- ・ TOPIX については、配当なし株価指数、配当込み株価指数及び税引後配当込み株価指数を算出する。
- ・ 上場時価総額加重 TOPIX については、配当なし株価指数、配当込み株価指数を算出する。
- ・ 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。

3. 算出対象の追加・除外

(1) 流通株式時価総額基準によるウェイトの調整

※当該基準は、市場区分が再編される 2022 年 4 月 4 日から 2025 年 1 月 31 日に適用。

① 段階的ウェイト低減銘柄の判定

- ・ 2022 年 4 月 1 日時点の TOPIX 等の構成銘柄のうち、以下に該当する銘柄を「段階的ウェイト低減銘柄」と判定する。
 - (a) (第一回判定) 基準日時点において上場後 2021 年 6 月 30 日を基準とする「新市場区分における上場維持基準への適合状況の通知」における流通株式時価総額が 100 億円未満の銘柄に該当かつ
 - (b) (第二回判定) 基準日時点において上場後 (a) の判定に用いた決算期の翌期末の流通株式時価総額 100 億円未満の銘柄に該当
- ・ ただし、2020 年 11 月 1 日に施行された「市場区分の再編に係る第一次制度改正」後に、新規上場（テクニカル上場を除く）、市場区分の変更により市場第一部に上場申請した銘柄については段階的ウェイト低減銘柄の判定対象外とする。

② 段階的ウェイト低減銘柄のウェイトの調整方法

- ・ 段階的ウェイト低減銘柄は、2022 年 10 月最終営業日から四半期ごとの最終営業日に、10 段階でウェイトを調整し、2025 年 1 月最終営業日に除外する。
- ・ 段階的ウェイト低減銘柄は、浮動株比率に移行係数（1.0 から 0 に向けて 0.1 幅で通減）を乗じてウェイトを調整する。
- ・ 段階的ウェイト低減銘柄は、流通株式時価総額の状況を確認するため、① (b) の決算期の翌期末の流通株式時価総額を用いて再評価を実施し、流通株式時価総額が 100 億円以上かつ年間売買代金回転率 0.2 回転未満の銘柄については、5 回目以降の移行係数の通減を停止（4 回目の移行係数である「0.6」を継続適用）する。また、流通株式時価総額が 100 億円以上かつ年間売買代金回転率 0.2

回転以上となった銘柄については、5回目以降に移行係数を「1」となるまで0.1幅で増させ、段階的ウエイト低減銘柄から除外する。

<移行スケジュール>

移行実施回	指数修正日	移行係数
1回目	2022年10月最終営業日	×0.9
2回目	2023年1月最終営業日	×0.8
3回目	2023年4月最終営業日	×0.7
4回目	2023年7月最終営業日	×0.6
再評価		
5回目	2023年10月最終営業日	×0.5
6回目	2024年1月最終営業日	×0.4
7回目	2024年4月最終営業日	×0.3
8回目	2024年7月最終営業日	×0.2
9回目	2024年10月最終営業日	×0.1
10回目 (構成銘柄から除外)	2025年1月最終営業日	×0

③ 上場時価総額加重 TOPIX のウエイト調整方法

- ・ 上場時価総額加重 TOPIX については、段階的な調整はせず、段階的ウエイト低減銘柄を 2025 年 1 月最終営業日に除外する。

(2) 非定期の除外

- ・ 算出対象に上場廃止（速やかに株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）の他の市場に新規上場する場合を除く）、整理銘柄への指定、特別注意銘柄への指定があった場合、当該銘柄を除外する。
- ・ 新市場区分の上場制度施行日時時点で、特設注意市場銘柄（2024 年 1 月 15 日、「特別注意銘柄」に呼称変更）に指定されている銘柄については、2022 年 4 月最終営業日に TOPIX 等から除外する。

(3) 非定期の追加

- ・ プライム市場に新規上場した銘柄（テクニカル上場を除く）・市場区分を変更した銘柄は、新規上場日・変更上場日の翌月最終営業日に追加する。
- ・ TOPIX 等の算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等を追加する。

- ・ TOPIX 等の算出対象が、TOPIX 等の算出対象でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となる場合、当該存続会社又は完全親会社を追加する。
- ・ 特別注意銘柄への指定により除外となった銘柄のうち、2023 年 8 月最終営業日において、指定が解除されている銘柄については、3. (1). ②の再評価の基準と同様に流通株式時価総額が 100 億円以上かつ年間売買代金回転率 0.2 回転以上の場合、2023 年 10 月最終営業日に TOPIX 等の構成銘柄に追加する。

(4) 選定用データに関する取扱い

- ・ キャップ調整係数の算定あたって利用する浮動株時価総額は、ウェイト基準日における各指数の指数用時価総額とする。
- ・ (1) ① (b) では 2022 年 8 月最終営業日までに上場会社が提出した情報に基づき、「市場区分の再編に係る第二次制度改正事項」に定められた算出方式により計算された流通株式時価総額を用いる。
- ・ (1) ②の再評価では 2023 年 8 月最終営業日までに上場会社が提出した情報に基づき、「市場区分の再編に係る第二次制度改正事項」に定められた算出方式により計算された流通株式時価総額を用いる。
- ・ (1) ②の再評価に用いる売買代金回転率は、2022 年 9 月～2023 年 8 月の月次の売買代金回転率の合計を用いる。月次の売買代金回転率は、(日次の東証の売買立会での売買代金の中央値×営業日数) ÷ 月末最終営業日の移行係数考慮前の浮動株時価総額とする。

(5) 算出対象の追加及び除外日

	修正を要する事項	修正日
追 加	プライム市場への新規上場	新規上場日の翌月最終営業日
	TOPIX 等の算出対象が株式移転等(注 1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が TOPIX 等の算出対象に追加される場合	新規上場日(注 2)
	TOPIX 等の算出対象が、TOPIX 等の算出対象でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となり、当該存続会社又は完全親会社が TOPIX 等に追加される場合	上場廃止日
	プライム市場への市場区分の変更	変更上場日の翌月最終営業日
上 場 廃 止	TOPIX 等の算出対象が株式移転等(注 1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が TOPIX 等に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日(通例、上場廃止日の 2 営業日後)

		修正を要する事項	修正日
除 外		上記以外（合併・株式交換などにより非存続会社となる 場合等）	上場廃止日
		整理銘柄、特別注意銘柄への指定	整理銘柄、特別注意銘柄への指定 日（注 3）の 4 営業日後

注 1：株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割

注 2：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注 3：整理銘柄、特別注意銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

Ⅲ. その他

1. 公表、基礎情報の提供

(1) 指数値

- ・ TOPIX 等の配当なし株価指数の指数値は、東証相場報道システムを通じてリアルタイムで全国の証券会社、報道機関等へ配信している。配当なし株価指数の配信間隔は、TOPIX については 1 秒間隔、上場時価総額加重 TOPIX については 15 秒間隔で配信している。また、TOPIX 等の配当込み株価指数及び TOPIX の税引後配当込み指数については終値のみを算出する。

(2) 指数基礎情報

- ・ TOPIX 等に係る日々の指数基礎情報（基準時価総額など）は、「指数基礎情報」において有償による情報提供を行う。

2. 利用許諾

TOPIX 等の算出、数値の公表、利用など TOPIX 等に関する権利は J P X 総研又は J P X 総研の関連会社が有している。このため、TOPIX 等を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す（相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）又はデータ提供する場合など TOPIX 等を商業的に利用する場合には、J P X 総研とのライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

J P X 総研 インデックスビジネス部

E-mail : index@jpx.co.jp

以上